

琴浦町同推協だより

創刊号 2005.12.1 発行：琴浦町同和教育推進協議会

琴浦町同和教育推進協議会設立総会

(2・3面)



第1回琴浦町人権・同和教育推進大会

(4～6面)



本紙「琴浦町同推協だより」の 名称を募集します

読者のみなさまから、この「たより」の名称を募集いたします。

今号は仮称として発行しております。次号からご応募いただいた名称で発行する予定にしております。

みなさまのご応募をお待ちしております。

【応募期限】 12月28日(水)

【応募・問い合わせ先】 琴浦町教育委員会人権・同和教育課

TEL 52-1111

琴浦町同和教育推進協議会 設立

二〇〇五年八月九日、まなびタウンとうはくにおいて、「琴浦町同和教育推進協議会」の設立総会が開催されました。

昨年九月の琴浦町誕生を機に、それまで旧両町で独自に組織されてきました同和教育推進体制の統合に向け、検討委員会や両役員会など、計十回に及ぶ議論を重ねてきました。組織の名称や目的、組織体制や機構、あるいは、各地区同和教育推進研究協議会の設立に向けた検討など、様々な事項について協議を行ってきました。

これらの検討を踏まえ、総会ではすべての事項が承認され、琴浦町における新たな同和教育の推進体制がスタートしました。そこで、役員体制や各部会の活動方針などについて紹介します。

会長あいさつ



活動方針

昨年九月一日、「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」を将来像に合併し、二十一世紀の新しいまちを、人と人がふれあい、知恵を出し合い、協調しながら思いやりをもって、住民一人ひとりが輝き、魅力的で夢がふくらむ地域社会を築いていくことを目指して、あらゆる分野で取り組みが始まっています。

そうした中で、両町が長年取り組んできた同和教育の営みを大切に、これまでの取り組みを後退させることなく、さらに発展的に人権尊重のまちづくりを目指して、琴浦町同和教育推進協議会を発足することになりました。町民皆様のご協力を心からお願い申し上げます。

人は本来、共につながりあうことの心地よさ、温かさを知っているはずですが、しかし、差別がある中で意識や考えが、それらの大切さを壊し、すべての人が本来もっている人間性を失わせ、人と人との関係を断ち切るのが、差別することの怖さであり、醜さです。

同和教育の出発点は、一人ひとりのより深いつながりを築き、自らの尊厳と他者の尊厳を再確認してきました。そして、自分の生き方を問い直し、社会のあり方を問い直してきました。そのことを基にして部落問題の解決に向け、差別の現実から深く学び自己と社会を見つめてきました。この同和教育の精神を受け継ぎながら、あらゆる差別の解決に向け、町民一人ひとりが自らの問題として主体的に、

豊かなつながり・ぬくもりを育んでいく営みを日々の生活の中で実践していくことが大切です。

旧赤碕町同和教育推進委員会は一九七四年に、旧東伯町同和教育推進協議会は一九八四年に発足以来、部落問題の解決を中心課題とし、学校教育・社会教育が一体となって、積極的に同和教育を推進して

きました。両組織の取り組みの成果を踏まえ、琴浦町同和教育推進協議会と行政、そして各地区同和教育推進研究協議会が充分連携を図りながら、部落差別の撤廃とあらゆる差別の完全解決に向けた研究・推進を行います。

【重点施策】

一 部落差別の現実から深く学び、同和教育の積極的な推

琴浦町同和教育推進協議会役員

役職名	氏名	所属等
会長	田中 満雄	琴浦町助役
副会長	森 静春	部落解放同盟琴浦町協議会議長
	足立 慎夫	成美地区公民館長
	榎田 郁子	東伯女性団体連絡協議会会長
監事	谷田 巖	浦安地区区長会長
	豊嶋 文江	赤碕女性団体連絡協議会代表
事務局 局長	永田 武	琴浦町教育長
学校幼保部 部会長	山本 英明	赤碕小学校長
	眞山 昭子	浦安小学校長
	前畑 憲恵	逢束保育園長
行政部 部会長	松岡 義雄	総務課長
	坂口 勝康	分庁管理課長
企業部 部会長	川上 祐一	商工会会長
	東原 道明	浦安地区同和教育推進研究協議会会長
社会教育部 部会長	山根 喬	赤碕地区公民館長
	澤田 豊秋	人権・同和教育課長
企画委員長	岡本 敏明	教育総務課指導主事
広報委員長		

※企業部会副会長については、来年度決定する予定

進を図ります。

二 暮らしにいかす同和教育の推進に努め、地域ぐるみで人権意識の高揚を図り、「人権文化」の創造と実践化をめざします。

三 保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携を深め、一貫した同和教育の推進に努めます。また、就学前・学校教育と社会教育の一層の連携を図ります。

四 各地域、団体及び組織等の「連帯と交流」を促進し、学習の機会を整備します。

五 地域に根ざした熱意ある推進者を養成・確保し、同和教育推進体制の充実を図ります。

各部会の活動方針

【学校幼保部会】

保・幼・小・中学校が密接な連携を図りながら、「同和」教育の指導内容を充実するとともに、全教育活動への位置づけを明確にし、自尊感情を育て、進路公開できる仲間づくりを進め、差別を許さずな

くしていこうとする実践力の育成に努める。

一 生活の中にある部落差別やあらゆる差別の問題を教材化し、主体的に差別をなくしていこうとする実践力を育成する。

二 一人ひとりを見つめ、基本的生活習慣を確立し、学力の向上に努める。

三 保・幼・小・中が連携しながら授業・保育研究会を行い、指導内容の見直しをすることによって指導の一貫性を図る。

四 会員相互の研修を深め、資質の向上に努める。

◎各校・園で年間計画、努力点に反映させていく。

【行政部会】

行政職員としての責務を自覚し、部落問題の正しい理解と認識を深め、問題解決に主体的に取り組む意欲と実践力を身につけるとともに、事業や施策に直接対応できる職員をめざす。さらに、人権尊重のまちづくりに向け、自らの人権感覚を高め、地域の推進

に努める。

一 琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例に基づく総合計画及び実施計画の推進に努める。

二 同和教育に対する行政職員としての資質の向上を図り、同和教育の視点に立った行政サービスに努める。

三 地域住民に対して、指導的立場にある行政職員としての責務を自覚し、地域での同和教育の推進に努める。

四 万一、差別発言・差別落書きなどの差別事象が発生した場合、町職員として迅速で適切な対応を行うなど、部落差別をはじめあらゆる差別に対して正しい対応が図られるよう、一層自らの研修を深めるとともに、差別事象の再発を防止するための教育・啓発に努める。

【企業部会】



企業は部落問題に対する理解と認識を深めるとともに、職員の人権感覚を高め、人権尊重の明るい職場づくりをめ

ざす。さらに、自らの社会的責任を自覚し、企業の立場から同和教育の推進に積極的に努める。

一 各企業・事業所における同和教育の推進に努め、同和教育に対する正しい認識を深めるとともに、職員の学習機会を確保する。

二 町雇用促進協議会と連携し、町内企業同和教育研修会を開催して、各企業間の情報交換や実践交流を図り、また、同和教育に取り組む新規企業の拡大に努める。

三 企業が積極的に地域と連携を図り、地域での同和教育の推進に協力していく。

四 「琴浦町人権・同和教育推進大会、琴浦町差別をなくする町民集会」等、町内人権・同和教育研修会への積極的な参加を促進する。

【社会教育部会】

生涯学習社会において、「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる機会の整備、生涯各期における学習のあり方等が重要であり、地域ぐる



みで部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権意識の高揚と普及を図り、明るく住みよいまちづくりをめざして公民館・保護者会・PTA等の各種団体が積極的な活動に努める。

一 地域に根ざして熱意ある推進者の育成・確保に努める。

二 保育園・幼稚園や学校と連携して、保護者会・PTAでの同和教育の推進に努める。

三 地域における各種団体が連携しながら、地域ぐるみで、身の回りの差別に気づき、主体的に同和教育に取り組み機運を醸成する。

四 地域の文化活動・体育活動等を通して、被差別部落住民とのふれあい交流学習を行い、相互理解と日常的な交流活動を促進する。

五 公民館のすべての学習活動に同和教育を位置づけるとともに、各種団体の自主的な研修活動を促進する。

第二回琴浦町人権・同和教育推進大会

二〇〇五年八月二十日、合併後、琴浦町として初めての「人権・同和教育推進大会」が、カウベルホールにおいて開催されました。町内外から約四二〇名の方が集い、近畿大学教授の奥田均さんの講演のあと、町内の各団体代表者によるシンポジウムが行われ、本町における人権尊重のまちづくりについて、活発な意見が出されました。

シンポジウム

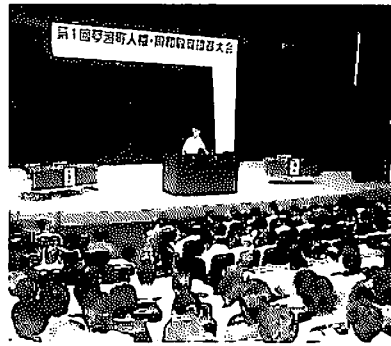
「一人ひとりが人権を尊重できるまちづくりに向けて」

赤碕小学校PTA

祇園 忠志さん

小学校の子ども達は、自尊感情や、一人ひとりの個性を認め合う学習から始め、「差別をされた人の痛みや歴史」「差別に立ち向かい、人権を勝ち取った事実」を学びます。そして保護者も、子育ての中の人権を学び、保護者同士が思いを話し合います。その上で、「差別をなくすために、社会や家庭に働きかけるには、

私たちに何が必要なのか」など、保護者と学校で考えます。しかし、参加される方の中には、「そがな」と言ったって、私たちの力ではどうしようもない」「時代の流れを待つしかないわい」「古い時代の教育を受けた世代には、解ってもらえん」と、悲観的な諦めの言葉を話す方も未だにあります。親、祖父母、そして教師が、子ども達が学んだ「みんなで社会を変えよう！」という純粹な意欲を引き留め、諦める



ことを無意識のうちに教え込んでいる家庭もあるようです。昨年まで、赤碕町の部落懇談会に、推進員の一人として各自自治会を回っていました。「きれいな事ばかり言うな」「世の中はそんなに甘いものじゃない」と怒鳴る人もいました。逆に「そう思っても、この場では言うもんじゃありません」と、発言者を諭す人もいました。しかし逆に今では、「どう言った発言が好ましいか」「どういうべきか」という事

が周知され、かえって本音の気持ちを表さないまま、会が進んでいく様な気がする時があります。まだまだ私たちの周りには、長い歴史の中で培われた「差別の文化」とも言えるものが、はっきりとした形ではなくても、モヤモヤと漂い残っているようです。

一人ひとりを認め合い、様々な違った意見を聞いた上で、「それでも人権を大事にするには」と、腹を割って話しが出来たらどんなに素敵なことでしょう。本音の話し合いを持てるように、ますます考え工夫して行かなければならぬと思います。

親だから、教師だから、行政職員だからという立て前を取り組むと、子どもの早い成長や迫りくる定年の足音に、諦めばかりが先行し長続きし



ません。ぜひ「一人の人間として、人権を考える姿勢作り」を考えてもらいたいと思います。その姿を、次世代を担う子ども達が後ろから見て、育っていつてくれると信じています。

私は、息子の小学校卒業後も、赤碕中学校のPTAとして、あるいは今まで続けて来たように「組織に属さない推進員」としての立場で、みなさんの中で活動させていただきたいと思っています。そして、肩書きや参加団体に縛られるだけではなく、個人として積極的に参加できるネットワークこそが必要だと思います。

下郷地区同和教育推進研究協議会長

竹中 明廣さん

地区同推協を同和教育に関する学習内容・情報の発信拠点にすることが必要です。そのためには、①同和地区実態調査から問題点を洗い出し、自分の問題として捉える視点を育ち。②職場における同和問



竹中明廣

題学習を地域でも活用。③児童生徒と地域が互いの同和問題学習を通じた学習内容や体験活動等を交流させ、同和教育推進の一体性を作る視点が重要だと考えます。そして、あたたかく住みよい村づくりのために、同和教育の観点を活かしたいと思います。

現在、旧赤碕での地区同推協設立に向けた協議が行なわれています。地区同推協は、同和問題を自らの問題とし、自らが解消の担い手として活動する拠点であるとの認識が必要です。もちろん、行政と連携しなければならぬ面は多くあります。しかし、行政からの指示・方針を待つのではなく、住民に問題意識を投げかける。主体的な組織という認識で捉えることがとても重要であると考えています。

部落解放同盟
琴浦町協議会代表

前田 寿光さん

被差別部落の人々が自主的に部落解放運動をはじめ、自らの被差別体験を語り、差別の現実や地域の実情を訴えてきました。それによって、部落差別が身近な問題として捉えられるようになりました。

部落問題を通して、様々な人権問題について認識が深められ、身近な問題として行政施策に反映されています。部落解放運動は、地域社会の人権に関わる情報提供や人権意識の向上を図ってきたと思います。例えば、元ハンセン病患者への差別、性同一性障害が患者への差別、子ども、高齢者、障がい者、先住民、在住外国人、女性などです。

これまで、日常的に差別はかわいそうなどという見方はあったと思いますが、同和教育や部落差別をなくす運動によって、「人権」という視点を充てたとき、自分の見方や考え方が差別だと認識してき

たのです。

また、差別は、される側の問題と考えられてきました。しかし、する側の問題。差別を放置することは、社会にとって不幸であるという考え方が定着してきたと言えます。差別は、される側だけでなく、する側の人間性を歪める凶器であり、地域社会に根強く生きています。差別の現実には、人権侵害を容認し、人間社会の信頼関係を破壊し、自分らしく生きることができないことを気付く人が増えてきたと思います。

部落差別からの解放は、被差別部落に住む人たちのためになるものではなく、お互いが部落差別によって奪われている権利を獲得する。自らの差別性からの解放です。

今後は、自分の住む町の人間関係を再構築していくことが重要です。毎年、部落懇談会が開催されています。この場で、地域社会のあり方や進むべき方向について考えていく。人権問題として確かな考え方を住民同士が考える。こ

れが今問われているのではないのでしょうか。

市町村合併は、住民の絆を再構築することが大切です。人権が尊重されない町・村・部落は、活性化しない。魅力がないということです。住民同士のつながりがある町・村・部落は、日常的に村のために様々な事業が、住民側の発案で取り組まれます。住民の発案があるところには、必ず住民のために行動を起こすという共通理解があります。

社会がさらに発展することは、人権意識が深まっているからです。だから、私たち一人一人が常に人権意識の向上を図る努力、人権感覚を磨く努力、学習の場、情報提供を受ける機会を得ていかなければ、快適な生活環境にならないのです。人権感覚が問われ



前田 寿光

るところに、人間的な発展があるのです。

男女共同参画推進会議代表
福本まり子さん

一九九九年に制定された「男女共同参画社会基本法」をご存知でしょうか。部落解放に向けての基本法制定要求は二十年を経過しました。この国では、こと人権に関する法整備は分厚い壁にさえぎられています。ではなぜ、この法律は国民運動らしき動きがあったわけでもないのにいとも簡単に制定できたのでしょうか。

世界の動きを見てみると「女子差別撤廃条約」が一九七九年に国連で採択されました。日本では、一九八五年に条約を批准しています。この





福本まり

元所教授

条約は、女子に対するあらゆる差別の撤廃を謳っています。政治・経済・社会・文化、そして市民生活においても男女平等を達成するために必要な施策を講ずるよう定めています。つまり、私的分野も含めて差別撤廃の義務が課せられた内容になっているのです。基本法の制定が急がれた意味がおわかりでしょうか。

条約を批准した国は、国内法を整備する必要があります。日本は「男女雇用機会均等法」「国籍法」「育児休業法」「DV法」など、ここ数年で様々な法制度を改正しました。しかし、いくら法整備をしても実績が上がらなければ何ともなりません。国連からも改善にむけて努力を求められており、進捗状況を報告書として示さなければなりません。「先生

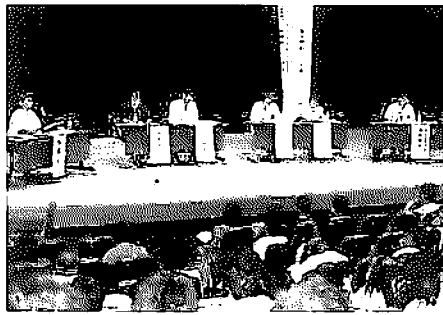
から宿題はできましたか」と問われ、二・三問しか解けなくて頭を下げている生徒の姿、これが日本なのです。

国も国連からうるさく言われますから、県にハッパをかけます。市町村で条例や行動計画策定が急がれているのもこのあたりが実情といっても過言ではないと思います。これに対して推進派、反推

進派の動きも活発になっていきます。ジェンダーフリーという言葉へのアレルギーや、男らしさ女らしさを固持する考え、更には間違った性教育を推し進めているといった反響など、様々なバックグラウンドで、他県に比べ大きなバックラッシュ現象は起きています。鳥取県では、ただけ推進活動もなされていないということ。東伯・赤碕でも「男女共同参画推進会議」が設けられて十年以上になります。この間多くの先輩が卒業していかれました。それぞれの地域で実力を発揮していただいている

と思います。

今年九月一日には東伯・赤碕の両組織を再編し、「琴浦町男女共同参画推進会議」を立ち上げます。これから、琴浦町の条例や行動計画策定が行われ、地域や職場でも少しずつ動きが出てくると思いますが、推進会議も様々な角度から関わっていきたくと思っています。



琴浦町人権・同和教育課長

澤田 豊秋さん

進協議会が発足し、部落問題を中心課題として様々な人権問題の解決に向けて取り組んできました。

成果として、①同和対策と同和教育を車の両輪のごとく取り組んできたことにより、住環境整備をはじめ生産基盤の整備等ハード事業において一定の成果を収めることができた。②「差別の現実から深く学ぶ」ことを大切にし、部落差別をはじめあらゆる差別をなくしていく同和教育を通して、多くの人たちが、自らの生き方を見つめ、仲間をつくり、主体的に自分らしく生きることを学び、その学びのすばらしさを知った。③同和教育部落懇談会などの継続した取り組みにより、暮らしを見つめることを通して、様々な不合理や矛盾に気づき、改善を図ると共に地域社会の慣習や風習などを見直してきた。

課題として、①赤碕は、行政主体で取り組んできたため、各部落・地域における自主的、主体的な取り組みが弱い。一方東伯は、行政主体から住民



澤田 豊秋

主体として取り組んできたが、各地域によって取り組みに差がある。②参加者の確保や行政職員等の関わり、PTA等団体での活動を地域活動にもつと生かす。などがあります。

八月九日、琴浦町同和教育推進協議会設立総会を開催し、新たな推進体制をスタートしました。今後は、旧赤碕四地区における地区協の発足や、各地区における行政職員、教職員等の関わりを検討していきます。

また現在、「あらゆる差別をなくする総合計画」の策定に向け、プロジェクトチーム、あらゆる差別をなくする審議会での協議を行なっています。これを基に、町民へパブリックコメントを求め、さらに検討を加え、総合計画を立てて参ります。